

【南九州市奨学金返還支援事業補助金】

奨学金の返済を市が支援します

※前年度に支払った奨学金返済額の
2/3（上限20万円）を最大5年間

南九州市では、特に若年層の都市部流出により、
生産年齢人口の減少が課題となっていることから、
市内に就労し、奨学金を返還している方に対して、
補助金を交付することにより、
本市に定着する人材を確保する施策を行っています。

◇対象となる奨学金

- ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- イ 南九州市奨学金
- ウ 市長が認める奨学金等

◇補助対象者

次のいずれも満たす方です。

- ①大学・高校等を卒業後、奨学金を遅延なく返済している方
 - ②令和4年3月1日以降に市内事業者（中小企業者等）に就職（起業、第1次産業従事を含む）し、1年以上継続している方
 - ③本市に住民登録し、1年以上継続している方
 - ④満30歳未満の方（ただし、公務員を除きます。）
- ※6年を超える期間本市に居住することが必要です。

5年間で
最大100万円！



◇補助金額

前年度の奨学金返済額の3分の2の額（上限20万円）
最長5年度分（一人当たり累計で最大100万円）

【お問合せ】

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地
南九州市役所 企画課 企画係 Tel0993-83-2511（内線2053）
Fax0993-83-4469 kikaku@city.minamikyushu.lg.jp

みな、みりよく！



南九州市